

エネ革税制の概要

エネルギー需給構造改革投資促進税制

エネ革税制の延長及び変更について

省エネルギーに優れた機器の普及を促進する為に設けられた優遇税制、「エネ革税制」は、既に平成20年4月より2年間の延長となっておりましたが、緊急経済対策の一環により、平成24年3月末日まで実質的に3年間延長され、同時に、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得した対象設備は、初年度において100%償却できる制度に変更され、お客様のメリットが拡大しました。

適用対象設備：高効率複合加工機

ターニングセンタで回転工具を持ったもの又はマシニングセンタで旋削機能を持ったものであって、高効率モータ(回転子に巻き線を有さないモータ)で主軸を駆動し、かつインバータ制御による油圧ユニット、電気制御駆動によるチャック・心押台・刃物台・熱変位補正機能のいずれかの機能を有するものが対象となります。

(株)エグロにおいては仕様によって以下の機種が対象となります。

機種	高効率モータ	回転工具
NUCBOY-8EX 精密小形CNC旋盤	特殊仕様	特殊仕様
NULET-10EX(EL) 高品位精密小形CNC旋盤	標準仕様	特殊仕様
NUCPAL-10EX 精密小形CNC旋盤	標準仕様	特殊仕様
SANAX-6・8・10 3軸制御刃物台CNC旋盤	標準仕様	特殊仕様
NUCFLEX-10 工程集約複合加工全自動CNC旋盤	標準仕様	特殊仕様
BSZ-series 精密CNC両端加工機	標準仕様	特殊仕様
BSF-A4・A3 精密CNC両端複合加工機	標準仕様	特殊仕様

上記マトリックスで高効率モータと回転工具仕様の両方が含まれる場合が対象です。

特注で製作させていただく専用機も対象となるケースがあります。個々にご相談下さい。

優遇税制の内容

次のいずれかが選択により認められます。

特別償却

普通償却のほかに取得価額の30%相当額を限度として必要経費または損金に算入することができます。

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得した設備は、その事業の用に供した事業年度(初年度)に100%償却できます。添付資料を参照して下さい。

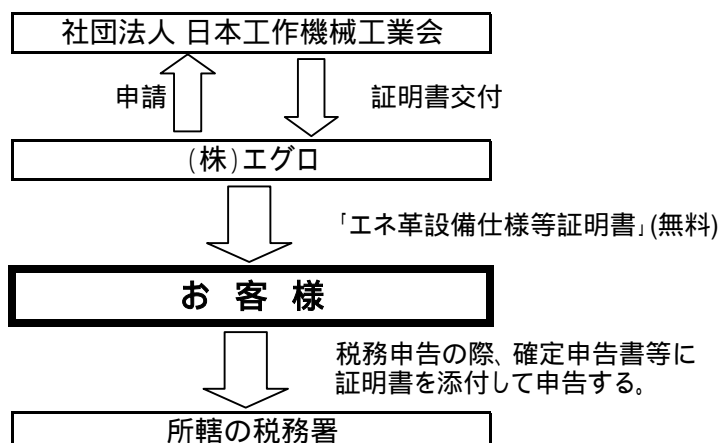
税額控除(中小企業者に限る)

当期法人税額の20%を上限として、所得税又は法人税の額から取得価額の7%相当額が控除できます。

適用を受けることができる者

青色申告書を提出する法人及び個人がエネ革税制の対象設備(新品に限る)を適用期間内に取得し、取得後1年以内に日本国内において事業の用に供した場合。(海外に設備される場合は対象となりません)

申請方法



中小企業投資促進税制

「エネ革税制」とは別に、中小企業者(常時雇用する従業員の数が1,000人以下の個人又は資本金が1億円以下の法人)に対する優遇税制として、「中小企業投資促進税制」が設けられています。

対象資産： 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械及び装置(新品に限る)

適用期間： 平成10年6月1日から平成22年3月31日まで

優遇措置： 税額控除又は特別償却

・税額控除

取得価額の7%を税額控除(供用年度の所得に対する税額の20%を限度として、超過額については1年間の繰越し可能)できます。リース契約の場合も適用可能です。

・特別償却

普通償却のほかに対象資産の取得価額の30%相当額を償却費として必要経費又は損金に算入することができます。税額控除と同様に1年間の繰越しが可能です。

「中小企業投資促進税制」はエネ革税制の対象とならない設備であっても、その取得金額が160万円を超える場合には対象となり、メーカー等からの証明書も必要ありません。お客様のご購入内容に合わせて最適となる優遇税制をご活用下さい。

なお、優遇税制の詳細につきましては最寄の弊社営業担当者にお問合せ下さい。

関連ホームページアドレス

(社)日本工作機械工業会
www./jmtba.or.jp

エネ革税制ホームページ
www./eccj.or.jp/enekaku/index.html

株式会社 **エグロ**